

洲本市田舎暮らし推進ガイドライン

[第一版]

平成24年3月

洲本市田舎暮らし推進協議会

はじめに

洲本市では、田舎暮らしを切り口に、都市（住民）との交流を活発化させ、魅力ある地域づくりを進め、もって淡路島（洲本市）への移住、定住促進を図るため、移住者、住民代表、NPO、企業、行政等で構成する『洲本市田舎暮らし推進協議会』を平成23年11月に発足させました。

本協議会の構成員は行政だけではなく、都市部と農村をつなぐ活動を日々行っているNPO法人、移住者のニーズに応じた家屋等物件を提供されている宅地建物取引業団体、そして実際に島外からここ洲本市へ移住してきた移住者を加え、官民協働により移住、定住促進を図る検討、協議を幾度も重ね、その成果をこの『洲本市田舎暮らし推進ガイドライン』にまとめあげました。

今回策定いたしましたこのガイドラインが、淡路島（洲本市）の移住・交流人口の拡大と定住化を促進し、また新しい人生におけるひとつの生き方を提案し、今後の田舎暮らし推進の一助となることを切に願っております。

人と人のつながりを基本とし、この田舎暮らしが都市住民との交流を深め、移住、定住につながるものとなれば幸いに存じます。

平成24年3月29日

洲本市田舎暮らし推進協議会

会長 藤本 護也

目 次

○はじめに

【第1章】ガイドラインの位置づけ

- 1. ガイドライン策定の背景と目的 P.1
- 2. ガイドラインの役割と位置づけ P.1

【第2章】田舎暮らしの推進に関する基本方針

- 1. 田舎暮らしの位置づけと意義 P.1～2
- 2. 移住を望む世代 P.2
- 3. あわじ環境未来島構想との関係性 P.2～3
- 4. 田舎暮らしの推進に関する基本的視点 P.3

【第3章】田舎暮らしに関する課題と目標

- 1. 田舎暮らしに関する現状と課題 P.3～4
- 2. 田舎暮らし推進の目指すべき目標 P.4～5

【第4章】目標達成を実現するために

- 1. 移住を望む方に期待すること P.5
- 2. 住民、NPO、企業等に期待すること P.5～6
- 3. 行政に期待すること P.6～7

○おわりに

参考資料

- 《参考資料1》 洲本市田舎暮らし推進協議会設置要綱
- 《参考資料2》 洲本市田舎暮らし推進協議会委員名簿
- 《参考資料3》 洲本市田舎暮らし推進協議会活動経過
- 《参考資料4》 淡路島（洲本市）における移住、交流支援情報

【第1章】ガイドラインの位置づけ

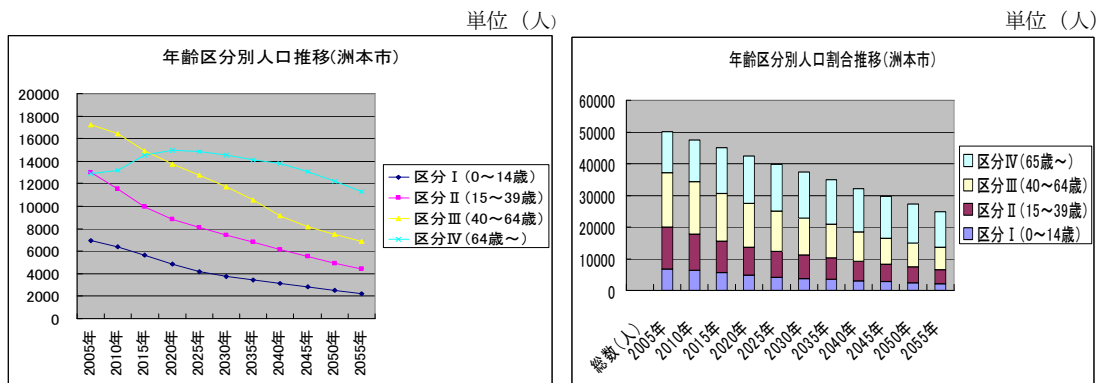
1. ガイドライン策定の背景と目的

少子高齢化と人口減少は、農村部では特に顕著であるが、都市部においても例外でなく、全国的な傾向となっています。

このような傾向は兵庫県においても同様ですが、とりわけ淡路島においては、県内で最も早い段階で高齢化が進行し、加えて島内人口の減少、とりわけ働き盛りの若い世代（15～64歳）の減少が深刻となってまいります。

若い世代の流出はまた、地域経済の縮小や地域コミュニティの弱体化、地域の伝統芸能や伝統行事、文化の伝承にも影響を及ぼします。

洲本市田舎暮らし推進協議会では上記の動向を踏まえ、地域の魅力づくりをひとつのきっかけに、主に島外からの移住者を受入れる環境づくりや、移住、定住の促進を図るため、実効的な施策を展開するための指針『洲本市田舎暮らし推進ガイドライン』を策定するものです。



2. ガイドラインの役割と位置づけ

「洲本市田舎暮らし推進ガイドライン」は、淡路島（洲本市）に移住者を受入れる上での課題や問題を抽出し、その課題等を解決するための目標や目指すべき方向性を示すことで、田舎暮らしを考え移住される方、受け入れる地元住民のみならず、関係する企業、NPO等や行政における基本的な考え方を示し、今後、洲本市における田舎暮らし推進の道しるべとして位置づけられます。

【第2章】田舎暮らしの推進に関する基本方針

1. 田舎暮らしの位置づけと意義

『田舎』という言葉から何を想像するか、それは人それぞれですが、多くの方がイメージする田舎とは、山、川、海などの自然に囲まれ、鳥や虫の声を耳にし、緑溢れる自然環境のもとで、家庭菜園や趣味に興じ、ゆったりとした生活を送ることではないでしょうか。また、ある人には子ども時代の懐かしさを求める場所、子ども時代の憧れを実現する場所なのかもしれません。

ここでは、田舎暮らしを『人生の流れの中における新しい選択肢』、『新しい価値観のライフスタイル』として位置づけ、豊かな人生を送るため、実現するためのフィールドと捉えます。

田舎暮らしは、時代の変化により生まれた新たな価値観であり、また新たな生き方であり、その実現、推進を図ることは、人生を謳歌し、喜びに溢れ、心豊かに暮らす生活環境の提供に寄与するものといえます。

また、近年このような価値観の変遷は、何もリタイヤ世代に限ったことではなく、若者層や家族連れの世代においても同様の傾向が起きており、今、田舎暮らしは非常に注目を浴びる存在となっています。

2. 移住を望む世代

田舎暮らしを求める移住者のニーズにマッチした施策や計画の立案には、田舎暮らしを望む対象者を把握する必要があります。

ここでは、移住を望む主な世代として、以下3つの世代に着目し、それぞれに共通する価値観に配慮します。

(1) 若者世代

絵画、陶芸などの芸術活動や、古民家の改修、就農や起業など、自身の夢や力を試したいという欲求、また自分自身の個性を発揮したいという欲求等からその活動拠点として、自然環境に恵まれた田舎暮らしを求める傾向があります。

(2) 家族連れ世代

澄んだ空気や緑豊かな自然環境のもとで、子どもの健全な生育や都市部では享受できない教育環境に惹かれ、田舎暮らしを求めたり、密な地域との関係、田舎特有のコミュニティへの憧れ等から田舎暮らしを求める傾向があります。

(3) リタイヤ前後世代

長きにわたる勤め人としての人生の中で、叶わなかった自分の夢、子ども時代の憧れ等を実現したいという欲求や、自然豊かな環境の中で、釣りや読書等自身の趣味に興じ、時間に追われる生活から開放され、自分のために自由にゆったりとした時間を楽しみたいという思いから田舎暮らしを求める傾向があります。

3. あわじ環境未来島構想との関係性

兵庫県と淡路3市が検討を進めてきました「あわじ環境未来島構想」について、県と淡路3市は昨年9月、国に対し地域活性化総合特区の申請を行いました。

そして、平成23年12月22日、その努力の甲斐あって国から正式に「あわじ環境未来島特区」として特区指定を受けました。

本構想では、「エネルギーの持続」、「農と食の持続」、「暮らしの持続」の3つの柱を基本とした取り組みが展開され、「暮らしの持続」の中では、観光等を主とした交流人口の増加や定住人口の増加がうたわれており、洲本市における田舎暮らし

の推進が構想の実現の一助となればと考えております。

4. 田舎暮らしの推進に関する基本的視点

田舎暮らしを推進するにおいては、『淡路島（洲本市）に移住して来てよかった』と思っただけのような環境づくりや事業展開を目指し、以下の2点を基本的視点とします。

(1) 『淡路島らしさ、洲本らしさ』

日照時間が長く温暖で恵まれた気候、または四方が海に囲まれた環境等、淡路島（洲本市）の特色である地域資源や、古来より『御食国』として皇族や朝廷に食料を献上してきた恵まれた食と農の歴史、また日本発祥の地として古事記や日本書紀等の書物にも記された『国生みの島』としての存在価値、また神戸、大阪等都市部とのアクセスの良さ等、淡路島（洲本市）特有の風土等を活かし、移住して来られる方が満足していただける暮らしを提供するための環境整備を目指します。

(2) 『つながるよろこび』

淡路暮らし、洲本暮らしの情報を島内外へ発信し、都市住民や地域住民等とのふれあい、交流を通じ、心豊かな暮らしの実現を目指します。

【第3章】 田舎暮らしに関する課題と目標

1. 田舎暮らしに関する現状と課題

淡路島に関する食や観光等の情報がテレビ等を通じて広がり、淡路島を代表する玉ねぎ等は、その認知度をあげています。

大阪、神戸等阪神地区の都市部からのアクセスの良さ、加えて温暖な気候等から淡路島への関心も高まり、移住に関する相談も好調を維持し増加傾向にあります。

相談件数・内訳

単位（件）

	H21. 10～H22. 3	H22. 4～H22. 9	H22. 10～H23. 3	H23. 4～H23. 9
電 話	6 1	4 4	8 4	1 0 8
メ ー ル	9	1 8	1 9	2 6
F A X	2	0	0	0
イ ベ ント	1 0	1 9	7	1 5
面 談	7 7	5 2	2 5	6 0
現地案内	1 2	6	1 1	7
合 計	1 7 1	1 3 9	1 4 6	2 1 6

出典：あわじ暮らし総合相談窓口運営業務報告書（特定非営利活動法人 あわじFANクラブ）

相談者居住地域別内訳(H21年9月～H23年3月) 単位(件)

淡路地域	兵庫県内	大阪府	その他近畿内	近畿外	不明
45	135	59	22	35	12

出典：あわじ暮らし総合相談窓口運営業務報告書(特定非営利活動法人 あわじFANクラブ)

相談者類型内訳(H21年9月～H23年3月) 単位(件)

週末滞在型	2地域居住	都市通勤型	SOHO型	リタイヤ型	地元就業型	永住型
54	31	2	3	45	42	31

出典：あわじ暮らし総合相談窓口運営業務報告書(特定非営利活動法人 あわじFANクラブ)

このように淡路島への移住の機運が高まる中、多自然居住交流拠点整備支援事業の実施や神戸、大阪等都市部における田舎暮らし臨時相談所の開設、また「NPO法人あわじFANクラブ」では都市と農村の交流を目的とした交流、体験イベント等を実施しています。

移住に関する問い合わせや個々の取り組みは始まっていますが、個々の取組がつながり、淡路島(洲本市)全体の動きとなっているとは現状言い難い状況であり、田舎暮らしの課題とも言えます。

<移住者の実際の声>

あわじ暮らし相談窓口では実際に淡路島へ移住して来られた移住者の方々のインタビューを行っています。

(※平成24年3月20日現在、41組のインタビューを掲載)

http://www.kuniumi.or.jp/awajigurashi/ijyusya_list.php

2. 田舎暮らし推進の目指すべき目標

田舎暮らしの推進にあたっては、以下3点を目標に掲げます。

- (1) 淡路暮らし、洲本暮らしの価値の創出
 - ・淡路島らしさ、洲本らしさの発見と付加価値化
 - ・情報伝達ツールの充実と島内外に対する情報発信
- (2) 住むことのよろこび、安心を感じられる仕組みづくり
 - ・移住を考えている人に対するケアと移住した人に対するケア
 - ・地域住民等とのふれあい、交流
- (3) 淡路ファン、洲本ファンづくり
 - ・日帰り観光ルートや田舎暮らし体験プログラム等の設定
 - ・田舎暮らし体験施設等の設置

【第4章】目標達成を実現するために

1. 移住を望む方に期待すること

(1) 田舎暮らしの心構え

- ・田舎暮らしには、都会にはない静けさや落ち着き、人とのつながりが充実しているなど、都会にはない価値があります。

しかし、一方では、活気のなさや人付き合いのわずらわしさとも捉えることができます。

田舎には田舎の考え方、都会には都会の考え方があり、都会でできたことを田舎でもできるとは限らないのが現状であり、その差を理解し受け入れていくことが必要です。

また、都会で当たり前のように享受していた医療、福祉や買い物が同じようにできるとは限りませんので、その地域の状況を事前にできるだけ把握しておく必要があります。

(2) 地域とのかかわり

- ・田舎暮らし豊かなものにするためには、地域、地域住民とのかかわり方が重要になります。

都会に比べ田舎暮らしは、人と人のつながりが重視されます。

地域の会合、地域の祭りやイベントへの参加、清掃活動等、地域全体の活動への参画の機会が増えます。

稲作を中心とする農村地域では、互いに助け合う精神が基本となります。地域へ積極的に入り、住民の方と交流し、一緒に汗を流すことができるような姿勢が必要です。

2. 住民、NPO、企業等に期待すること

(1) 住民、NPO、企業等の心構え

- ・移住を望む方は、移住後に地域、または地域住民の方々と上手くやっけていけるのかという漠然とした不安を持っていることがあります。

移住を望む方が、その地域に馴染み、そして地域に定住するためには、地域の受け皿として、地域住民等の理解と協力なしには実現できません。

島外への人口流出等による人口減少や高齢化の進行により、地域コミュニティの衰退、存続が危ぶまれる中、新たに淡路島（洲本市）へ移住を望み、来られる方を歓迎し、住民、NPO、企業、行政等島民が一丸となってお迎えする“おもてなしの心”、そして定住後は“仲間”として受け入れることが重要です。

- (2) 地域住民や移住者等とのふれあいや交流等の機会づくり
- ・移住前に地域で暮らす人々の生活や様子を実際に見たり聞いたりして、移住を検討される方々のニーズに対応するため、地域住民や既に移住して来られた方々との意見交換や交流の場等の機会づくりが必要と考えられます。
- (3) 移住者に対するアフターケアの仕組みづくり
- ・既に淡路島（洲本市）に移住して来られた方は、移住者の先輩として貴重な意見や田舎暮らしのノウハウを持っており、次につづく移住者にとってはとても頼りになる存在です。また、移住者の方への情報提供やアフターケアを行うことは、更なる移住者を誘引する効果が期待されます。
- そこで、既に移住して来た方々を田舎暮らしの伝道士、キーパーソンとして活躍していただくため活動支援や知識教養を高める研修の開催、移住者どうしの交流の場等の機会を設けることが必要です。
- (4) 移住、定住につながる田舎暮らし体験イベント等の実施
- ・移住、定住までには通常長い時間がかかります。いきなり定住と考える人は極稀なケースで、多くの方は体験イベントへの参加や日帰り旅行等を通じてじっくりと考えるものです。そこで将来、移住・定住を考えるひとつのきっかけづくりのため、田舎暮らし体験イベント等の実施は効果があると考えられます。
- (5) 交流人口拡大につながる観光ルート等の設定
- ・日帰り旅行者や宿泊客は将来淡路島（洲本市）に移住、定住を考えるポテンシャルを秘めています。そこで、もっと淡路島（洲本市）を好きになっていただくため、田舎暮らしを満喫できる魅力ある観光ルートを計画し、リピーター化を図ることが定住への第一歩と考えられます。
- (6) 魅力ある地域づくりの形成
- ・地域の環境美化や景観づくり等を通じて、淡路島（洲本市）を訪れる方が、また次も訪れたいような、また住んでみたいという気持ちになるような、美しい地域づくりの活動として、全島一斉清掃など現在も行われていますが、今後も継続的にすすめていく必要があります。

3. 行政に期待すること

- (1) ホームページの整備や空き家バンク等での有用な情報の発信
- ・パソコンや携帯、スマートフォンの普及に伴い、インターネット人口が拡大しており情報の収集には欠かせないツールとなっています。
- そこで、移住・定住を支援する田舎暮らし専用のホームページを作成し、田舎暮らしに必要な基本的情報や地元につながる祭りやイベント等魅力ある情報を発信するサイトの整備等が有用と考えられます。

- ・移住を検討する方々の多くは、古民家等の物件情報に高い関心を示しています。そこで、市内に存在する空き家や古民家を調査、データベース化し、有用な物件情報を提供する空き家バンクの整備は有効な施策と考えられます。

(2) 国や県等の制度を活用した地域活性化の推進

- ・地域に活力を与え魅力ある田舎づくりを推進するために、総務省の地域おこし協力隊や集落支援員制度等に加えて、兵庫県の農村ボランティア制度等を積極的に活用し、地域に人が来る仕組みづくりが必要と考えられます。

(3) 定住のための支援

- ・定住を図るための古民家等住宅の改修費や移住者のサポート、田舎暮らしの支援活動を行っているNPO等の活動支援、古民家や空き家等を利用し、日単位、週間単位、場合によっては長期で貸し出しなど、気軽に田舎暮らしが楽しめる施設について、検討していくことも必要であると考えます。

(4) 田舎暮らしが持続する仕組みづくり

- ・田舎暮らしに求められるニーズの変化への対応や、施策、計画等の検証を行うためには、企画 (Plan)、実施・実行 (Do)、点検・評価 (Check)、処置・改善 (Action) のPDCAサイクルを意識し、施策や計画が上手く機能し続ける仕組みが必要となります。

そこで、田舎暮らしを目的として移住して来られる方の動きの把握、転入等異動状況を把握する仕組みを設け、移住・定住施策の効果の測定や基礎データの収集を図り、加えてアンケート調査等により、移住を望む方のニーズを把握する仕掛けづくりは必要であると考えます。

おわりに

洲本市田舎暮らし推進協議会では、移住者、住民代表、NPO法人、宅地建物取引業団体、行政の関係者等を交え、計3回の会議を開催し、移住、定住を図るため田舎暮らしをどのように進めるべきか、またどうあるべきかを議論してまいりました。

そして、その方向性をまとめ上げたものが、この『洲本市田舎暮らし推進ガイドライン』になります。

本ガイドラインを作成する過程において、田舎暮らしを推進するためには、住民、NPO、企業、行政がそれぞれ個々に動くのではなく、互いに連携し、協働することが重要であること、加えて移住を望み来られる方を気持ちよくお迎えする“おもてなしの心”を皆が共有することが重要であるという認識に至りました。

この『洲本市田舎暮らし推進ガイドライン』の理念や方向性を、移住を望む方だけではなく、地域住民、NPO、企業、行政の皆様が共有し、田舎暮らしの一助として活用されることを切に望みます。

参 考 資 料

《参考資料 1》 洲本市田舎暮らし推進協議会設置要綱

《参考資料 2》 洲本市田舎暮らし推進協議会構成員名簿

《参考資料 3》 洲本市田舎暮らし推進協議会活動経過

《参考資料 4》 淡路島（洲本市）における移住、交流支援情報

- ・あわじ暮らし総合相談窓口
- ・NPO 法人あわじ FAN クラブ
- ・社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部

洲本市田舎暮らし推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市内が進む人口減少、第一次産業従事者の高齢化及び後継者不足並びに過疎・辺地地域等（以下「過疎地域等」という。）における様々な問題の解決に向けた方策について検討し、移住・定住人口の拡大を図るため、洲本市田舎暮らし推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 田舎暮らし 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 海、山、川等の自然環境に恵まれた土地において生活すること。
 - イ 専ら第一次産業を基盤とする土地において生活すること。
 - ウ 過疎地域等の少子高齢化や人口流出の顕著な土地において生活すること。
 - エ アからウまでの生活を求め移住・定住すること。
- (2) 移住・定住 主に淡路島外から市内に移り住むことをいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 田舎暮らしを促進するための基本方針の作成及び制度づくり等に関すること。
- (2) 交流人口及び中長期間の滞在者を増やすための取組に関すること。
- (3) 第一次産業従事者を支援するための取組に関すること。
- (4) 移住・定住の促進のための取組に関すること。
- (5) その他田舎暮らしを促進するために必要な取組に関すること。

(組織)

第4条 協議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 淡路島外から移住・定住した市民
- (2) 自治会組織の代表者

- (3) 田舎暮らしの情報提供及び移住・定住の促進を図る活動等を行う団体の代表者
 - (4) 兵庫県の職員
 - (5) 洲本市の職員
 - (6) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げるものでない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、協議会に委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 協議会の所掌事務について専門的な調査及び研究を行うため、会長が必要と認めるときは、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、企画情報部企画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 12 月 2 日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会設置時の委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

洲本市田舎暮らし推進協議会構成員名簿

団体・役職名	氏 名	協議会役職
洲本市連合町内会長	平木 勝昭	
一般住民（洲本地区）	藤本 謹也	会 長
一般住民（五色地区）	余川 深雪	
NPO 法人あわじ FAN クラブ 事務局長	赤松 清子	副会長
（社）兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部 事業対策部長	藪淵 修司	
財団法人淡路島くにうみ協会 事務局長	前川 恭治	
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所まちづくり課長	河澄 健輔	
洲本市企画情報部長	浜辺 学	副会長
洲本市農林水産部長	山本 賀一	
洲本市五色総合事務所長	倉内 一夫	

洲本市田舎暮らし推進協議会活動経過

◆第1回洲本市田舎暮らし推進協議会

日 時	平成23年12月22日(木) 9:30~11:30
場 所	洲本市健康福祉館3階会議室
出 席 者	<p>洲本市連合町内会長：平木勝昭</p> <p>一般住民(洲本地区)：藤本謹也</p> <p>一般住民(五色地区)：余川深雪</p> <p>NPO法人あわじFANクラブ事務局長：赤松清子</p> <p>(社)兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部事業対策部長：藪淵修司</p> <p>財団法人淡路島くにうみ協会事務局長：前川恭治</p> <p>兵庫県淡路県民局洲本土木事務所まちづくり課長：河澄健輔</p> <p>洲本市企画情報部長：浜辺学</p> <p>洲本市農林水産部長：山本賀一</p> <p>洲本市五色総合事務所長：倉内一夫</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 配布資料一覧 ・ 出席者名簿 ・ 配席図 ・ 委員名簿 ・ 資料1 洲本市田舎暮らし推進協議会設置要綱(案) ・ 資料2 平成23年度洲本市田舎暮らし推進協議会スケジュール ・ NPO法人あわじFANクラブPRチラシ ・ 参考資料1 田舎暮らしに関するアンケートとりまとめ概要 ・ 参考資料2 兵庫県将来人口について ・ 参考資料3 あわじ暮らし総合窓口運営業務報告書
議事内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 挨拶

	<p>3. 委員紹介</p> <p>4. 委員の委嘱・任命</p> <p>5. 会長の選任及び会長挨拶</p> <p>6. 副会長の指名</p> <p>7. 協議事項</p> <p>議案1：洲本市における田舎暮らしの推進について</p> <p>8. 連絡事項</p> <p>9. 副会長挨拶</p> <p>10. 閉会</p>
--	---

◆第2回洲本市田舎暮らし推進協議会

日 時	平成24年2月2日（木） 10:00～12:00
場 所	洲本市健康福祉館3階会議室
出 席 者	<p>洲本市連合町内会長：平木勝昭</p> <p>一般住民（洲本地区）：藤本謹也</p> <p>一般住民（五色地区）：余川深雪</p> <p>NPO法人あわじFANクラブ事務局長：赤松清子</p> <p>（社）兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部事業対策部長：藪淵修司</p> <p>財団法人淡路島くにうみ協会事務局長：前川恭治</p> <p>兵庫県淡路県民局洲本土木事務所まちづくり課長：河澄健輔</p> <p>洲本市企画情報部長：浜辺学</p> <p>洲本市農林水産部長：山本賀一</p> <p>洲本市五色総合事務所長：倉内一夫</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 配布資料一覧 ・ 出席者名簿 ・ 配席図 ・ 資料1 洲本市田舎暮らし推進協議会設置要綱 ・ 資料2 第1回洲本市田舎暮らし推進協議会意見概要 ・ 資料3 （仮称）洲本市田舎暮らし推進ガイドライン（案）

	・NPO法人あわじFANクラブPRチラシ
議事内容	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 報告事項 報告1 洲本市田舎暮らし推進協議会設置要綱の公布について 4. 協議事項 協議1（仮称）洲本市田舎暮らし推進ガイドライン（案）について て 5. 連絡事項 6. 副会長挨拶 7. 閉会

◆第3回洲本市田舎暮らし推進協議会

日 時	平成24年3月15日（木）14：00～16：00
場 所	都市・農村交流拠点「宙ーおおぞらー」 （洲本市中川原町中川原92-1）
出 席 者	洲本市連合町内会長：平木勝昭 一般住民（洲本地区）：藤本謹也 一般住民（五色地区）：余川深雪 NPO法人あわじFANクラブ事務局長：赤松清子 （社）兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部事業対策部長：藪淵修司 財団法人淡路島くにうみ協会事務局長：前川恭治 兵庫県淡路県民局洲本土木事務所まちづくり課長：河澄健輔 洲本市企画情報部長：浜辺学 洲本市五色総合事務所長：倉内一夫
配布資料	・次第 ・配布資料一覧 ・出席者名簿 ・配席図 ・資料1（仮称）洲本市田舎暮らし推進ガイドライン[第3次案]

	<ul style="list-style-type: none">・資料2 意見記入シート・NPO法人あわじFANクラブPRチラシ
議事内容	<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 会長挨拶3. 協議事項 議案1（仮称）洲本市田舎暮らし推進ガイドライン（案）について4. 連絡事項5. 副会長挨拶6. 閉会

「あわじ暮らし相談窓口」

- ・あわじ暮らしを実現させるため、地域選びや家探しのコツなど様々なご相談に応じます。

<相談対応時間> 10時～17時（年末年始 12/28～1/3 除く）

住所：兵庫県洲本市海岸通1丁目11番1号 洲本ポートターミナルビル3階
（財）淡路島くにうみ協会内

TEL：0799-24-2770

FAX：0799-25-5821

<http://www.kuniumi.or.jp/awajigurashi/>

「NPO 法人あわじ FAN クラブ」

- ・淡路島にはすばらしい自然、農漁業、心優しい人たちがあふれています。
私たちは、この淡路島を舞台に、さまざまな体験の場を提供していきます。
また、淡路に移住してこられた方々の交流会も開催しています。

住所：兵庫県洲本市中川原町中川原 92 番地 1

TEL：0799-25-8086

FAX：0799-25-8068

<http://awajifan.web.fc2.com/>

「社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部」

- ・淡路島の不動産情報を提供します。

住所：兵庫県洲本市海岸通1丁目11番1号 洲本ポートターミナルビル1階

TEL：0799-24-0088

FAX：0799-22-9595

<http://tk-awajishibu.com/>